

# 建設工事等業務に関する相談窓口があります

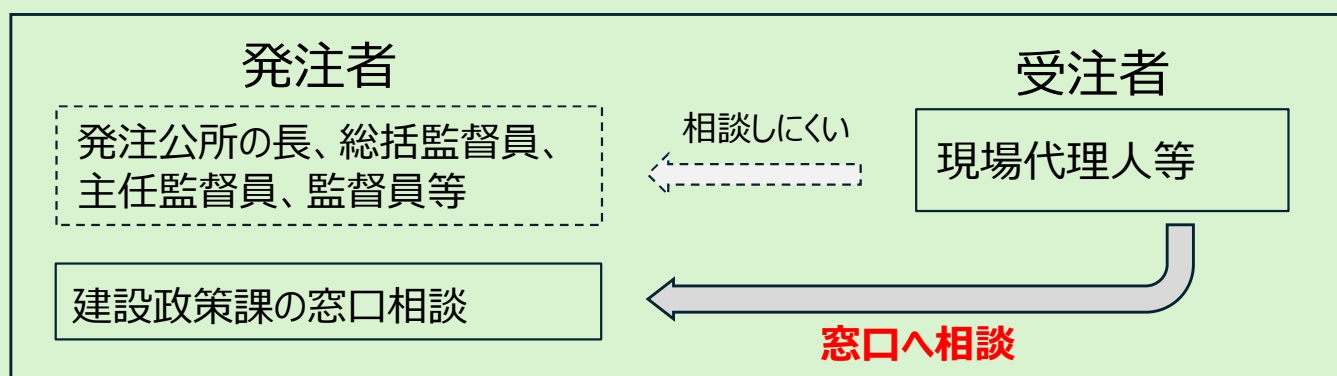


大事に至る前に  
早期に相談を！

建設工事や業務委託に関する発注者への疑義等は  
**相談窓口**に連絡を！

## 《工事及び業務委託契約書》

『受注者は、監督職員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を執るべきことを請求することができる』



### 【相談窓口】

設置場所：秋田県建設部建設政策課

担当：政策監、業務指導チーム

電話番号：018-860-2412

E-mail：gyoumusidou@mail2.pref.akita.jp



Googleフォームからも相談できます